

② 現況届の提出省略について

令和4年6月分以降、芸西村の公簿で状況が確認できる受給者は、例年6月にご提出いただいていた現況届の提出が原則不要となります。

また、次の方は提出が必要となります。対象者には芸西村より現況届を郵送いたしますので、ご提出ください。

- (1) 配偶者からの暴力等により、住民票の住居地と実際の住居地が異なる方
- (2) 対象児童の戸籍・住民票がない方
- (3) 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- (4) その他、芸西村から現況届の提出の案内があった方

なお、今回の法改正は現況届の省略を主とするものであり、以下のように、その他の変更があった場合は、従来通り必要な申請を行ってください。

- (1) 児童を養育しなくなった等で対象児童がいなくなった時
 - (2) 受給者・配偶者・児童の住所に変更があった時（村への転入・村外への転出いずれの場合も必要です。村内での転居の場合は不用になりました。）
 - (3) 出生・監護の開始などで対象児童が増えた時
 - (4) 受給者が公務員になった・公務員でなくなった時
- ※その他、必要に応じて芸西村役場からご案内を送付する場合があります。